

岩手県告示第899号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成28年11月28日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号又は名称 株式会社伊藤組
  - (2) 主たる営業所の所在地 花巻市山の神797番地1
  - (3) 代表者の氏名 伊藤智仁
  - (4) 許可番号 岩手県知事許可（特-25）第40059号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
  - (2) 期間 平成28年12月13日から平成29年2月10日までの60日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者が、他の事業者と共同して、遅くとも平成23年8月下旬頃から同年9月20日までの間、東日本高速道路株式会社東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成28年9月6日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けている。このことが、法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。